

# 工事請負契約における「中間前払金制度」のご利用について

大津市総務部契約検査課

## 【目的】

建設業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にある中で、請負業者への円滑な資金提供を図ることで、下請業者への適切な支払、建設業者の資金繰りの改善につなげるものです。

本市においては平成23年4月1日以降に契約締結を行った工事から適用し、平成28年4月1日以降に契約締結を行った工事から5千万円の限度額は撤廃しております。

## 【中間前金払とは】

工事請負において、当初の前金払(契約金額の4割以内)に加え、工期半ばで契約金額の2割を追加して行う前金払です。

## 【中間前金払制度の対象となる工事】

請負金額が200万円以上で、**当初の前金払がなされている工事。**

## 【中間前金払の要件】

中間前金払を行うためには、次の要件のすべてに該当することが必要となります。

- ①工期の2分の1を経過していること。
  - ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - ③出来高が請負代金額の2分の1以上に相当するものであること。
- ※工事の進捗の確認は出来高検査を要しません。請負者からの履行報告書により確認します。
- ④既に前金払が支払い済みであること。

## 【中間前金払の割合】

請負金額の2割を超えない範囲内とします。

また、前払金と中間前払金の合計額は、請負金額の6割を超えないこととなります。

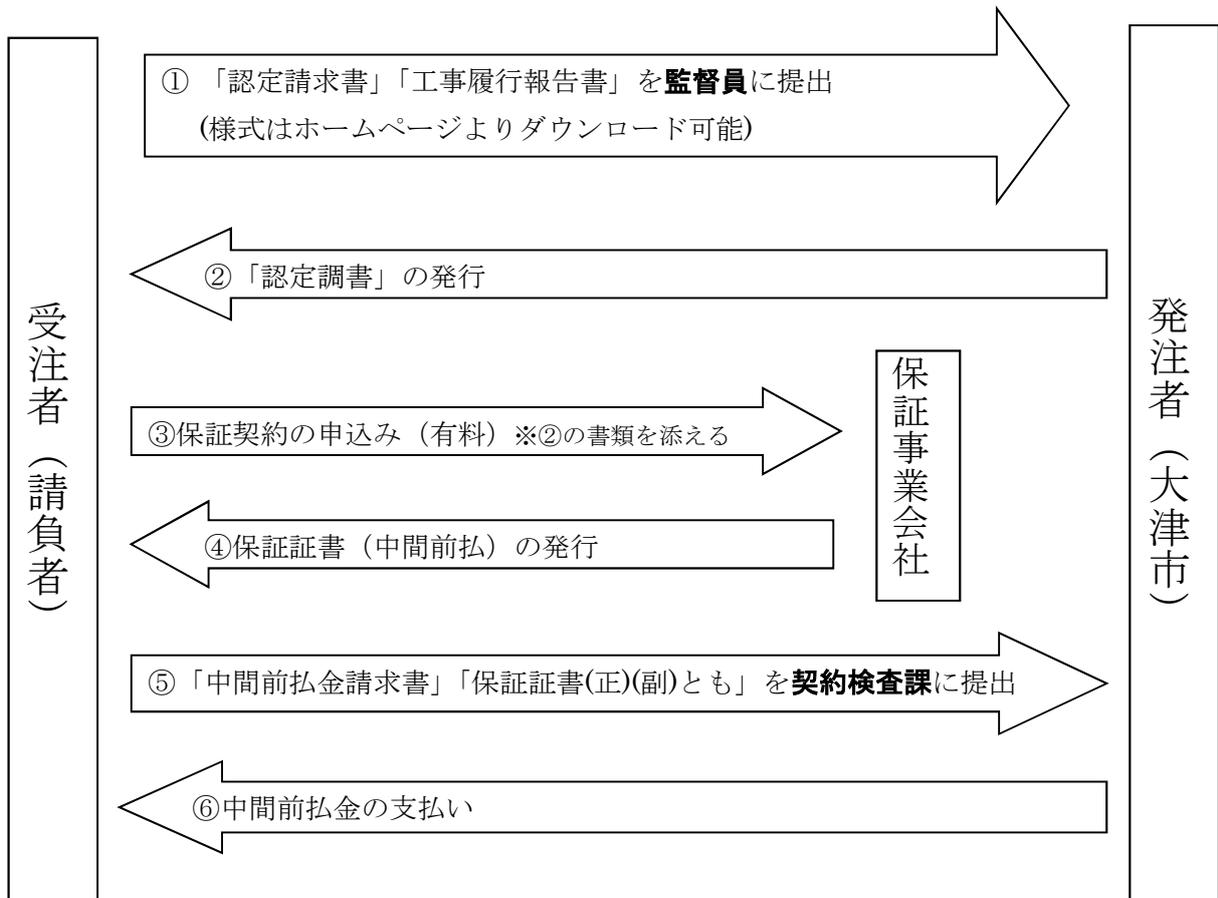
## 【中間前金払と部分払の併用禁止】

1件の工事について中間前金払と部分払の両方を受けることはできません。

## 【中間前払金の手続きの流れ】

別紙をご覧ください。

## 【手続きの流れ】



①中間前金払の認定を受けるにあたって所定の「認定請求書」「工事履行報告書」を提出します。

提出先：工事施工課の監督員

※工事履行報告書の記載については次頁参照

### 認定の条件

- (1)前払金を受けていること。
- (2)部分払を受けていないこと。
- (3)工期の2分の1を経過していること。
- (4)工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (5)工事履行報告書の実施工程の報告が50%以上であること。

(搬入済みの材料、製造工場にある製作品に係る請負代金額相当額を含みます。)

②認定請求を確認した結果、受注者に対して「認定調書」を発行します。

③「認定調書」を添えて保証事業会社に中間前払金の保証契約を申し込みします。

④保証事業会社から中間前払金の保証証書が発行されます。

⑤中間前金払の保証証書(正)(副)を添えて中間前払金の請求書を提出します。

提出先：契約検査課

※請求書の様式はホームページよりダウンロード可能

⑥受注者に対して中間前払金の支払を行います(振込口座は前金払と同じ口座)。

※記載例

平成30年12月1日

(宛先)  
大津市長

(受注者)

住所 大津市〇〇〇丁目〇番〇号

氏名 株〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印

工事履行報告書

下記の工事について、中間前金払に係る工事履行状況を報告します。

工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事		
工 事 場 所	大津市〇〇〇丁目		
工 期	平成30年4月28日 ~ 平成31年3月16日		
報 告 日 付	平成30年11月30日 現在		
月 別	予定工程%	実施工程% ( ) は予定工程との差	備考
平成30年 4月	0.0%	0.0% ( 0.0 )	
5月	0.0%	0.0% ( 0.0 )	
6月	2.3%	0.8% (-1.5)	
7月	4.8%	4.6% (-0.2)	
8月	11.3%	8.2% (-3.1)	
9月	18.2%	15.1% (-3.0)	
10月	27.6%	32.5% (+4.9)	
11月	37.0%	66.9% (+29.9)	>50%
12月	55.8%		
平成31年 1月	76.8%		
2月	98.2%		
3月	100.0%		
工事担当課 記			
当該案件は、工期の2分の1以上で、当該時期までには2分の1以上であることを確認できたことを報告しま			
平成 年 月 日			
総括監督員：		印	
主任監督員：		印	
監督員：		印	

①前金払を受けていること、②部分払を受けていないこと、③工期の2分の1を経過していること、④工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること

(工期 1/2 時点の予定工程% ≤ 実施工程%)

⑤工事履行報告書の実施工程の報告が 50%以上であること

※ 予定工程は、完成までの予定出来高累計とし、実施工程は、出来高累計とする。なお、出来高は搬入材料を含むものとする。

※ 本書を認定請求書に必ず添付すること。

必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。